

## 近水園池浚渫業務委託 仕様書

### 第1条（適用）

本仕様書は、近水園池浚渫業務委託に適用する。なお、本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項でも作業目的達成のために必要な作業または作業の性質上当然必要と思われる軽微なものについては、記載の有無にかかわらず受注者の責任においてすべて完備しなければならない。

### 第2条（疑義）

本仕様書に定める事項または、作業中疑義が生じた場合は、市担当者と協議し、その指示に従うものとする。

### 第3条（提出書類）

受注者は、契約規則等に定める他、下記書類を提出すること。

1. 現場写真（カラー） 1部
2. その他に指示するもの

### 第4条（関係法令の遵守）

受注者は、作業にあたり関係法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、その適正な運営適用は受注者の負担と責任において行うこと。

### 第5条（関係官公署への許認可申請）

作業上必要とする関係官公署等に対する手続きは、受注者において迅速・確実に処理すること。なお、本手続きに際してはあらかじめ書面を提出し、その承認を得ること。また、関係官公署に対し交渉を要する時もしくは交渉・指示を受けたときは遅滞なくその旨市担当者に申し出て指示を受けること。

### 第6条（資格必要作業）

資格必要作業は、それぞれの資格を有するものが作業すること。

### 第7条（作業用電力等）

作業及び検査に必要な電力・水道及びこれに要する仮設材料は、受注者の負担と責任で処理すること。

### 第8条（使用材料）

作業に使用する材料は、原則すべて日本産業規格・日本電機工業会標準規格・電気学会電規格調査会標準規格・その他本市の承諾する規格等に適合し優秀なものであること。

### 第9条（作業前提）

当該業務に当たり、岡山県名勝指定地である当該地の立地環境を十分理解し、細心の注

意をもって施工に当たるよう努めること。また、敷地内及び近隣の諸施設に損傷を与えないよう十分に留意するとともに名勝の見学者への安全対策を十分に行い、園池に生息する魚類にも配慮すること。作業に対する公害、苦情は請負者の責任において解決に当たり、万一損傷を与えた場合は受注者の責任負担にてすみやかに復旧補償のこと。

#### 第10条（支払い）

支払方法は完了後払いとする。